

これまでの主な議論の整理（財政運営関係）

※事務局の責にて整理

1. 保険料について

- 最低賃金引上げ等もあり、中小企業は苦しい状況にあり、弾力条項以外で将来的に保険料が上がることがないようにすると共に、弾力条項で引き上がる時も負担軽減策が必要。
- 雇用調整助成金の支給が滞らないよう、速やかに国費を措置すべきであり、また、来年度以降の保険料は、コロナ禍の厳しい経済情勢や最低賃金の大幅な引上げを踏まえ、また、「労使の負担感も考慮しつつ」と経済対策にあることも踏まえ、引き上がることがないように強く求める。また、雇用保険料の引上げは将来にわたりできる限り回避して欲しい。
- コロナ対応は保険料だけでは対応できない。リーマンショックを大きく超えており、感染症対策でもあるので、保険料だけでは厳しい状況にあり、二事業で赤字になった部分は全額一般財源が必要。
- 労働者の賃金への影響を考えると、弾力の適用がなくなること、暫定措置がなくなることの両方を受け入れられる状況にない。少なくとも暫定措置は現行の0.2%の引下げを最低限として継続すべき。
- 過去、受給者実人員 40 万人から 80 万人の範囲で推移している中、その中間である0.8%を本則として設定していると理解。この考え方を今の時点で変更する必要はないと思う。
- 積立金がこれだけ薄い現状では、給付額が上振れすることを保険の原則として十分に織り込んだ上で議論する必要。

2. 国庫負担について

- 過去にも積立金が厳しかったとき、国庫負担の引上げで対処していた。平成 29 年部会報告の「3 年間に限り」国庫負担を軽減するとした部分は重い。失業等給付、求職者支援制度について国庫負担本則復帰が必要。
- 附帯決議によれば、国庫負担は政府の雇用対策への責任を示すものであ

り、暫定措置は廃止すると明記されている。少なくとも本則に戻すべき。

○国庫負担 2.5%を本則に戻すことはもとより、雇用保険財政の安定化を早期に確保すべき。激甚災害や大規模な感染症のときは雇用調整助成金を全額一般会計で負担する制度を創設するなど、有事における国の責任の範囲、一般会計からの資金投入に関する考え方も整理すべき。一般会計からの任意繰入は来年度以降も継続していく必要。

○求職者支援制度の各種特例について、財源の一般会計化を前提とすべき。

○国庫負担の意義は、国の施策が労働者の雇用に大きな影響を与えるためであり、その責任は時々の財政状況によって変わるものではない。補正予算が措置されたが、それにかかわらず本則に戻すべき。55%水準までの引下げは附帯決議でも時限的な措置とされており、議論の余地はない。削減・縮小している状態を一般化すべきでない。憲法の勤労権を踏まえれば、失業時の生活維持は政府の責任。

○国庫負担は雇用対策に対する国の責任を示すものであり、任意繰入とは切り離して議論されるべき。

○教育訓練給付は、政府方針もあって講座を拡充等している側面もあり、一般会計負担を入れるべき。

○育児休業給付等についても、子ども・子育て施策に位置づけて一般会計で実施することも検討してはどうか。一般会計ならフリーランスも対象になる。

3. コロナ禍における財政運営の特例について

(雇用調整助成金等の一部に対する一般会計繰入規定について)

○雇用調整助成金の基本手当日額の上限を超える部分に対する一般会計の繰入規定は、コロナ禍で未だに業況が厳しいところから特例措置延長の声の大きいことも踏まえると、令和4年度以降も継続すべき。

(雇用保険二事業に対する積立金からの貸出規定について)

○費用対効果の徹底を前提としつつも、二事業会計には各種雇用対策に充当する相応の資金を確保する必要があり、また、雇用調整助成金の支給ペ

ースが落ちていない中、感染症の先行き不安もある中で、安定的な財政運営の観点から、積立金から雇用保険二事業への貸出規定は一定期間延長することが不可欠。

(累積債務の取扱いについて)

- 現在の財政状況の中で二事業の差引剰余の全額を返済に充てると機動的に雇用対策できる資金を確保できなくなる。コロナ収束後など一定期間経過後に具体的な取扱いを検討することが現実的でありやむを得ないのではないか。検討の際には、事業主の負担も十分に考慮して、二事業など雇用保険財政の運営にも配慮のうえ、何らかの特例措置を設けることも視野に入れるなど慎重に検討すべき。
- 雇用調整助成金の財源確保は積立金からの借入ではなく一般会計からの直接繰入として欲しい。雇用勘定内のやりくりの中で財政立て直しのために何らかの措置を講じるべきではないか。積立金も厳しい状況を踏まえると、国庫負担を戻す対応も必要。
- 前提として雇用保険二事業が縮小されてはならない。事業内容を精査した上で見直し、充実すべき。また、貸出額には労働者が負担する保険料が含まれているので、これがしっかり保全されるべきである。また、雇用保険二事業は景気動向に機動的に対応できるように、一般会計による対応がなされるべき。
- コロナが終息していない中、借入額がどこまで累積するか未確定。返済に向けて10年以上に及ぶ可能性が高い。安定資金を積み立てられず、平常時に積み立てて有事に使うという基本コンセプトが成り立たない。これを放置することは適切ではない。
また、借入が3兆円近くまで膨れあがる事態は想定していなかった。雇用調整助成金の本来の役割は急激な景気変動に対する一時的な雇用維持。長期間特例を維持した結果、本来なら失業給付に移行していた部分までカバーしている。失業給付に係る労使や国庫の負担を実質的に肩代わりしているとみることも可能であり、全額事業主のみの負担として形式的に整理することは適当でない。
- 基本となる失業等給付を運営していくことが第一だが、それを支える雇用保険二事業も重要な機能。どうやって機能発揮するか、剰余をすべて返

済するのが本当にいいのか、検討が必要。
他方で、貸し出しているものが本当に戻ってくるか、長い目で見る必要。